

眼底検査受診費用を助成します

希望者に眼底検査を医療機関で受けた費用を助成します。ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

■対象者

満40歳以上（昭和59年3月31日以前に出生された方）で、下記に該当する方は除きます。

- ①令和5年度の健康診査で眼底検査を受けた方
- ②医療機関で定期的に眼底検査を受けている方（医師の指示によりこれから眼底検査を受ける予定のある方も含みます）

■受診方法

①眼底事業費用助成事業を希望する方は、健康福祉課健康推進グループ（総合庁舎）、住民サービス課住民サービスグループ（総合支所）で申請手続きをします。手続き後、眼底検査依頼書と医師が記載する結果票をお渡しします。ご自身で「あびら追分クリニック」にご連絡いただき、健診日程を決定していただきます。

連絡先 あびら追分クリニック ☎ 2531

②眼底検査は「あびら追分クリニック」で受診することとし、両眼とも実施します。

③受診に係る費用の自己負担はありません。

※「検診」扱いになるので、健康保険証は使用しません。

※眼底検査の結果、医師の判断により「要精密検査」または「要治療」となった場合、町での費用額助成は眼底検査のみであるため、精密検査費用および治療費についてはご本人の医療費負担となります。

■助成期間

12月1日(金)から令和6年3月29日(金)までに受診した検査が助成の対象になります。

■助成申請手続期限

令和6年4月12日(金)

問合せ 健康福祉課健康推進グループ ☎ 7071

下水道修繕工事に伴う 交通規制のお知らせ（追分地区）

追分地区の下水道修繕工事の実施に伴い、下記のとおり片側交互通行および通行止めとなります。付近を通行される際は現場の指示に従ってください。

工事期間中は何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【交通規制】

規制場所 追分若草3丁目198番地先
（町道若草団地東6号線）

期 間 12月20日(水)まで

問 合 せ 水道課下水道グループ ☎ 2730

